

第1号訪問事業(独自/定率)サービスコード表

※給付(支給)制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

旭川市

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

※給付(支給)制限中の給付割合に応じたサービスコードを使用してください。

※項目に「※」のある単位数を使用する算定を行う場合には、サービスコードの設定が必要になります。

サービスコードの登録は日数を要しますので、事前に市にご連絡ください。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A3	1001	訪問型独自サービス11(7割)	イ 訪問型サービス費(独自)(I) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1176単位	1,176 1月につき	
A3	1005	訪問型独自サービス11日割(7割)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39 1日につき	
A3	1011	訪問型独自サービス12(7割)	ロ 訪問型サービス費(独自)(II) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349 1月につき	
A3	1015	訪問型独自サービス12日割(7割)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77 1日につき	
A3	1021	訪問型独自サービス13(7割)	ハ 訪問型サービス費(独自)(III) 要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727 1月につき	
A3	1025	訪問型独自サービス13日割(7割)	要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123 1日につき	
A3	1180	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11(7割)	高齢者虐待防止措置未実施減算 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12 1月につき	
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割(7割)		1単位減算	-1 1日につき	
A3	1181	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12(7割)		23単位減算	-23 1月につき	
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割(7割)		1単位減算	-1 1日につき	
A3	1182	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13(7割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37 1月につき
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割(7割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	1単位減算	-1 1日につき
A3	1111	訪問型独自サービス同一建物減算11(7割)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	-118 1月につき	
A3	1112	訪問型独自サービス同一建物減算12(7割)		所定単位数の10%減算	-235 1月につき	
A3	1113	訪問型独自サービス同一建物減算13(7割)		所定単位数の10%減算	-373 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割1(7割)		所定単位数の10%減算	1日につき	
A3	1183	訪問型独自サービス同一建物減算21(7割)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	-176 1月につき	
A3	1184	訪問型独自サービス同一建物減算22(7割)		所定単位数の15%減算	-352 1月につき	
A3	1185	訪問型独自サービス同一建物減算23(7割)		所定単位数の15%減算	-559 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割1(7割)		所定単位数の15%減算	1日につき	
A3	1186	訪問型独自サービス同一建物減算31(7割)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	-141 1月につき	
A3	1187	訪問型独自サービス同一建物減算32(7割)		所定単位数の12%減算	-282 1月につき	
A3	1188	訪問型独自サービス同一建物減算33(7割)		所定単位数の12%減算	-447 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割3(7割)		所定単位数の12%減算	1日につき	
A3	1189	訪問型独自サービス特別地域加算1(7割)	特別地域加算	所定単位数の15%加算	176 1月につき	
A3	1190	訪問型独自サービス特別地域加算2(7割)		所定単位数の15%加算	352 1月につき	
A3	1191	訪問型独自サービス特別地域加算3(7割)		所定単位数の15%加算	559 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス特別地域加算日割(7割)		所定単位数の15%加算	1日につき	
A3	1121	訪問型独自サービスI小規模事業所加算(7割)	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	所定単位数の10%加算	118 1月につき	
A3	1129	訪問型独自サービスII小規模事業所加算(7割)		所定単位数の10%加算	235 1月につき	
A3	1137	訪問型独自サービスIII小規模事業所加算(7割)		所定単位数の10%加算	373 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割(7割)		所定単位数の10%加算	1日につき	
A3	1151	訪問型独自サービスI中山間地域等提供加算(7割)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	所定単位数の5%加算	59 1月につき	
A3	1159	訪問型独自サービスII中山間地域等提供加算(7割)		所定単位数の5%加算	117 1月につき	
A3	1167	訪問型独自サービスIII中山間地域等提供加算(7割)		所定単位数の5%加算	186 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割(7割)		所定単位数の5%加算	1日につき	

第1号訪問事業(独自/定率)サービスコード表

※給付(支給)制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

旭川市

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

※給付(支給)制限中の給付割合に応じたサービスコードを使用してください。

※項目に「※」のある単位数を使用する算定を行う場合には、サービスコードの設定が必要になります。  
サービスコードの登録は日数を要しますので、事前に市にご連絡ください。

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	※	虐待防止未実施, 同一建物減算, 特別地域加算, 小規模事業所加算, 中山間地域等提供加算のうち, 複数該当する場合				
A3	1031	訪問型独自サービス初回加算(7割)	ハ 初回加算	200単位 加算	200	1月につき
A3	1041	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(7割)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100 1月につき
A3	1042	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(7割)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200 1月につき
A3	1030	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位 加算	50	月1回限度
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ(7割)	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ(7割)		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	100 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ(7割)		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	55 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ(7割)		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	145 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1(7割)		(5)(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算	221 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2(7割)		(5)(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算	208 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3(7割)		(5)(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算	200 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4(7割)		(5)(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算	187 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5(7割)		(5)(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算	184 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6(7割)		(5)(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算	163 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7(7割)		(5)(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算	163 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8(7割)		(5)(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算	158 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9(7割)		(5)(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算	142 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10(7割)		(5)(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算	139 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11(7割)	(5)(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算	121 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12(7割)	(5)(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算	118 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13(7割)	(5)(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算	100 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14(7割)	(5)(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算	76 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ(7割)	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	63 1月につき
A3	※	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ(7割)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	42 1月につき
A3	※	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算(7割)	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	-	所定単位数の24/1000 加算	24 1月につき

第1号訪問事業(独自/定率)サービスコード表

※給付(支給)制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

旭川市

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

※給付(支給)制限中の給付割合に応じたサービスコードを使用してください。

※項目に「※」のある単位数を使用する算定を行う場合には、サービスコードの設定が必要になります。

サービスコードの登録は日数を要しますので、事前に市にご連絡ください。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A3	1201	訪問型独自サービス11(6割)	イ 訪問型サービス費(独自)(I) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176 1月につき	
A3	1205	訪問型独自サービス11日割(6割)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39 1日につき	
A3	1211	訪問型独自サービス12(6割)	ロ 訪問型サービス費(独自)(II) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349 1月につき	
A3	1215	訪問型独自サービス12日割(6割)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77 1日につき	
A3	1221	訪問型独自サービス13(6割)	ハ 訪問型サービス費(独自)(III) 要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727 1月につき	
A3	1225	訪問型独自サービス13日割(6割)	要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123 1日につき	
A3	1380	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11(6割)	高齢者虐待防止措置未実施減算 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12 1月につき	
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割(6割)		1単位減算	-1 1日につき	
A3	1381	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12(6割)		23単位減算	-23 1月につき	
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割(6割)		1単位減算	-1 1日につき	
A3	1382	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13(6割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37 1月につき
A3	※	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割(6割)		要支援2(週2回を超える程度の場合)	1単位減算	-1 1日につき
A3	1311	訪問型独自サービス同一建物減算11(6割)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	-118 1月につき
A3	1312	訪問型独自サービス同一建物減算12(6割)	所定単位数の10%減算		-235 1月につき	
A3	1313	訪問型独自サービス同一建物減算13(6割)	所定単位数の10%減算		-373 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割1(6割)	所定単位数の10%減算		1日につき	
A3	1383	訪問型独自サービス同一建物減算21(6割)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	-176 1月につき	
A3	1384	訪問型独自サービス同一建物減算22(6割)		所定単位数の15%減算	-352 1月につき	
A3	1385	訪問型独自サービス同一建物減算23(6割)		所定単位数の15%減算	-559 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割1(6割)		所定単位数の15%減算	1日につき	
A3	1386	訪問型独自サービス同一建物減算31(6割)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	-141 1月につき	
A3	1387	訪問型独自サービス同一建物減算32(6割)		所定単位数の12%減算	-282 1月につき	
A3	1388	訪問型独自サービス同一建物減算33(6割)		所定単位数の12%減算	-447 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割3(6割)		所定単位数の12%加算	1日につき	
A3	1389	訪問型独自サービス特別地域加算1(6割)	特別地域加算	所定単位数の15%加算	176 1月につき	
A3	1390	訪問型独自サービス特別地域加算2(6割)		所定単位数の15%加算	352 1月につき	
A3	1391	訪問型独自サービス特別地域加算3(6割)		所定単位数の15%加算	559 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス特別地域加算日割(6割)		所定単位数の15%加算	1日につき	
A3	1321	訪問型独自サービスI小規模事業所加算(6割)	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10%加算	所定単位数の10%加算	118 1月につき	
A3	1329	訪問型独自サービスII小規模事業所加算(6割)		所定単位数の10%加算	235 1月につき	
A3	1337	訪問型独自サービスIII小規模事業所加算(6割)		所定単位数の10%加算	373 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割(6割)		所定単位数の10%加算	1日につき	
A3	1351	訪問型独自サービスI中山間地域等提供加算(6割)		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5%加算	所定単位数の5%加算	59 1月につき
A3	1359	訪問型独自サービスII中山間地域等提供加算(6割)	所定単位数の5%加算		117 1月につき	
A3	1367	訪問型独自サービスIII中山間地域等提供加算(6割)	所定単位数の5%加算		186 1月につき	
A3	※	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割(6割)	所定単位数の5%加算		1日につき	

第1号訪問事業(独自/定率)サービスコード表

※給付(支給)制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

旭川市

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

※給付(支給)制限中の給付割合に応じたサービスコードを使用してください。

※項目に「※」のある単位数を使用する算定を行う場合には、サービスコードの設定が必要になります。

サービスコードの登録は日数を要しますので、事前に市にご連絡ください。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A3	※	虐待防止未実施減算、同一建物減算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算のうち、複数該当する場合(上記表にない場合)			
A3	1231	訪問型独自サービス初回加算(6割)	ハ 初回加算	200単位 加算	200 1月につき
A3	1241	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ(6割)	ニ 生活機能向上連携加算	100単位 加算	100 1月につき
A3	1242	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ(6割)	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200 1月につき
A3	1230	訪問型独自口腔連携強化加算(6割)	ホ 口腔連携強化加算	50単位 加算	50 月1回限度
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ(6割)	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ(6割)	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ(6割)	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ(6割)	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1(6割)	(5)(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2(6割)	(5)(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3(6割)	(5)(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4(6割)	(5)(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5(6割)	(5)(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6(6割)	(5)(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7(6割)	(5)(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8(6割)	(5)(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9(6割)	(5)(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10(6割)	(5)(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11(6割)	(5)(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12(6割)	(5)(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13(6割)	(5)(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14(6割)	(5)(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ(6割)	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ(6割)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	1月につき
A3	※	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算(6割)	ヲ手 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	1月につき

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能

※ 介護職員処遇改善加算Ⅴ1～Ⅴ14については、令和7年3月31日まで算定可能